

・現行の町田市景観計画の「第6章 景観法に基づくその他の方針等」では、以下の項目について記載されている。

- 1 各主体との協働の体制づくり
- 2 具体的な景観づくりの実践
  - (1) 市民との協働による景観づくり
  - (2) 事業者との協働による景観づくり
  - (3) 行政が先導する景観づくり
  - (4) 仕組みづくり・活躍の舞台づくり
- 3 計画の定期的な評価・見直し
  - 景観づくりの実践施策の推進スケジュール
  - 成果指標と目標水準

・本日は、第6章の主要な内容である、「具体的な景観づくりの実践」を中心に検討する。

現状

○市では、2009年の町田市景観計画の策定以降、「具体的な景観づくりの実践」に記載された事業等を中心に景観づくりを推進してきた。

○また、景観計画の進捗管理のために、これまでに2回、計画の評価・検証を実施し、施策の取り組み状況を検証している。

見直しの方向性

○魅力ある景観づくりのために、これまで以上に市民・事業者・行政による協働の取り組みを推進し、多くの人々が生活や営みを楽しんでいる風景や景観をつくることを示す。

○景観計画の評価・検証の結果や答申に記載されている事項等を踏まえて、「具体的な景観づくりの実践」を見直す。

<参考>

町田市住みよい街づくり条例で想定している活動の中で風景や景観づくりに関わるもののイメージ



近所の池の清掃活動をしながら、地域のみんが憩える場所に



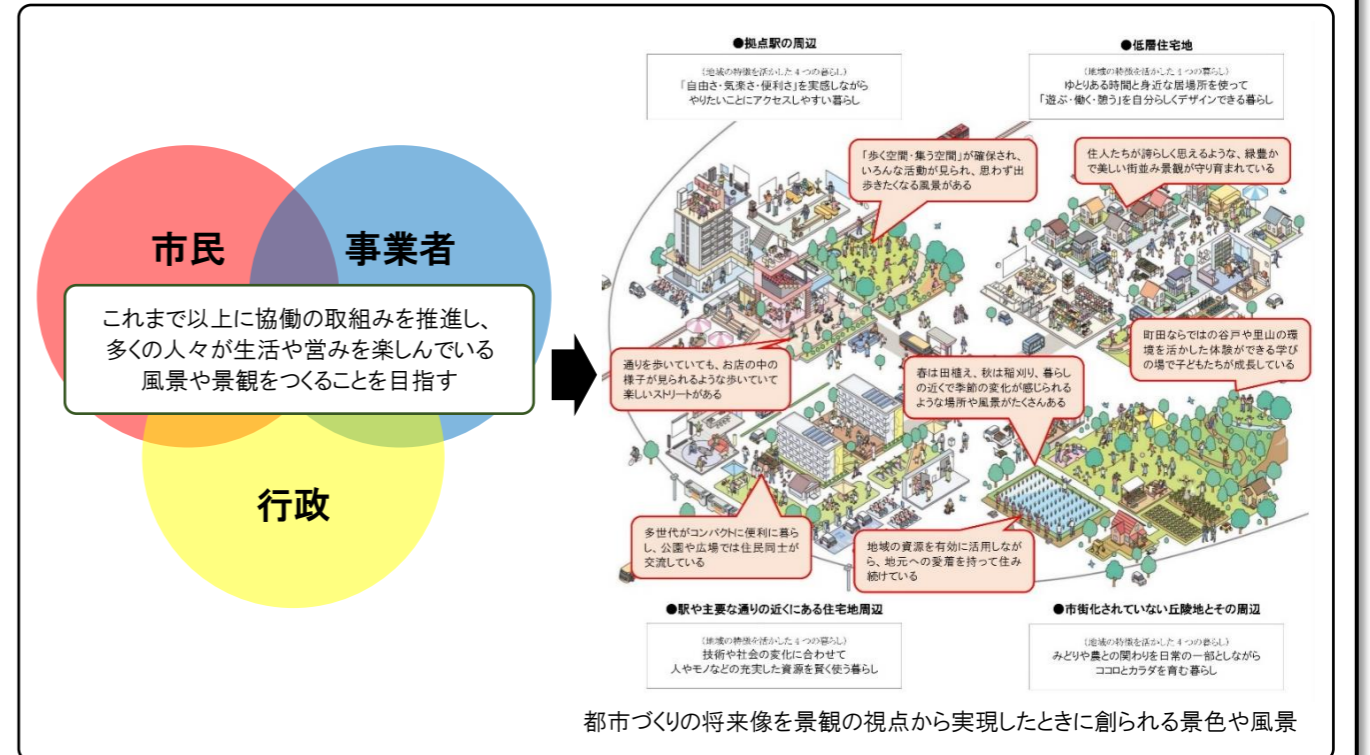
まちのにぎわいづくりのために近所の空き地や広場でマルシェを定期開催

具体的な見直し(案)

1 各主体の協働による景観づくり

・魅力ある景観づくりのためには、市民・事業者・行政がともに理解・協力をすることが不可欠であり、一歩ずつ着実に景観づくりを進めていくことが重要です。

・景観づくりの実践においては、それぞれの施策で工夫を図りながら、これまで以上の市民・事業者・行政の協働の取り組みを推進し、多くの人々が生活や営みを楽しんでいる風景や景観をつくることを目指します。



2 具体的な景観づくりの実践

・本計画に示した内容を実現していくために取り組んでいく具体的な景観づくりの実践施策の主な内容を以下に整理します。

(1) 景観づくり市民活動の推進	○町田市住みよい街づくり条例による景観づくり市民活動の支援 ○「(仮称)景観づくり市民推進員」との協働による施策・事業の実施
(2) 届出制度等による良好な景観づくり	○届出制度による建築物等の景観誘導 ○ガイドラインに基づく景観づくり ○屋外広告物による良好な景観形成
(3) 公共事業や公共空間における先導的な景観づくり	○町田市公共事業景観形成指針の運用 ○多摩都市モノレール沿線における景観づくりの推進
(4) 景観づくりの啓発活動の実施	○ホームページやSNSを活用した情報発信 ○景観づくりセミナーやワークショップ等の実施 ○景観賞の実施
(5) 多様な事業・施策と連携した総合的な景観づくり	○多様な事業・施策と連携した総合的な景観づくり

## (1) 景観づくり市民活動の推進

町田市景観計画の策定以降、市民によるさまざまな景観づくりの取り組みが実施されてきました。「景観づくり市民サポーター」の取り組みでは、サポーターの皆さんの活動によって、景観づくりに関する市民講座や景観賞の実施をはじめ、多くの成果が得られました。こうした成果を踏まえ、今後も景観づくりに関わる市民の積極的な活動を応援する取り組みを実施していきます。

### ○町田市住みよい街づくり条例による景観づくり市民活動の支援

- ・市民による景観づくりに関する活動は、町田市住みよい街づくり条例にもとづく「街づくりプロジェクト」として支援します。
- ・「生活風景宣言」に該当する活用や「地域景観資源」の維持管理に関する活動も、街づくりプロジェクトの活動のひとつとして支援していきます。
- ・景観形成誘導地区の指定や、景観協定、景観地区など、良好な景観の形成に関する地域のルールづくりの活動は、「街並み形成型街づくりプロジェクト」として支援します。

#### <街づくりプロジェクト>

\*「街づくりプロジェクト」とは、施設や自然など、その地区の街並みを形づくっている地域資源を活用して、それらを「つかう」「たもつ」「つくる」「みせる」など、さまざまな取り組みを実践しながら、まちの魅力を高めていく活動で「一般形街づくりプロジェクト」「街並み形成型街づくりプロジェクト」があります。

\*例えば、以下のような活動も街づくりプロジェクトとして考えられます。

※まちのにぎわいの景観づくりのために近所の空き地や広場でマルシェを定期開催するプロジェクト

※近所の池や公園など公共空間の清掃活動をしながら、地域みんなが憩える場所をつくるプロジェクト

※魅力的な街並みを継承するためのルールをつくるプロジェクト

#### <生活風景宣言の登録>

\*身近な景観づくりの取り組みを積極的に推進するため、市民が、隣同士や近所で協力して行う景観づくりの活動を宣言し、市長がその内容を「生活風景宣言」として登録し、市民に広く紹介していきます。

#### <地域景観資源の登録>

\*日頃身近に感じている魅力的な風景（建造物、樹木、里山、鎮守の杜、名勝地、湧水など）を守り、育てていくために、地域住民からの提案等により「地域景観資源」として登録。「地域景観資源」として登録されたものは、地域の景観づくりの大切な要素として、市民に広く紹介していきます。

### ○「(仮称) 景観づくり市民推進員」との協働による施策・事業の実施

- ・景観づくりワークショップや景観づくりに関する講座やイベント、景観賞の検討・実施など、市が取り組む景観づくりの取り組みについて、一緒に考え実施していく市民を「(仮称) 景観づくり市民推進員」として募り、市と市民の協働によってより良い景観づくりを実施します。

## (2) 届出制度等による良好な景観形成

町田市景観計画の見直しにより、届出制度に基づく建築物や工作物等の景観誘導の実効性を高めるとともに、町田市屋外広告物条例の制定により、建築物等と屋外広告物が一体となった良好な景観形成を推進していきます。

### ○届出制度による建築物等の景観誘導

- ・第4章に定める景観法に基づく届出制度の運用については、「町田市都市づくりのマスタープラン」に示す4つの暮らしの実現を目指した基準の追加「景観に影響を及ぼす新たな要素を届出対象行為に追加」「アドバイザー制度を活用した協議の実施」など、景観計画の改定により充実した制度を着実に運用し、地域特性に応じたきめ細やかな景観の誘導を行います。
- ・また、町田市住みよい街づくり条例にもとづく「早期周知の街づくり」の手続きと連携し、景観づくりの配慮事項を早期に伝達し、景観への反映を誘導します。

### ○ガイドラインに基づく景観づくり

- ・景観計画の改定により見直した届出制度を円滑かつ効果的に実施していくために、届出制度の基準等を補完することを目的として作成した各種ガイドライン等を活用し、より良い景観づくりを推進します。

#### 【ガイドライン】

- \* 町田市景観色彩ガイドライン
- \* 町田市景観みちしるべ（景観づくりガイドライン）
- \* 町田市屋外広告物ガイドライン（景観編）

### ○屋外広告物等による良好な景観形成

- ・町田市屋外広告物条例に基づく屋外広告物の規制・誘導を着実に実施し、同条例に位置づけた屋外広告物の景観事前相談の仕組みを効果的に活用し、より良い屋外広告物の誘導を行います。
- ・町田駅周辺で取り組んでいるデジタルサイネージやバナーフラッグ等の広告を活用した「エリアマネジメント広告」の取り組みを推進するとともに、市内の他の拠点駅（鶴川駅、南町田グランベリーパーク駅、多摩境駅、忠生周辺モノレール新駅）の周辺でも実施できるよう推進していきます。

### (3) 公共施設や公共空間における先導的な景観づくり

町田市では、「公共事業景観形成指針」を策定し、良好な景観の形成を進めています。道路や公園・広場、河川などの公共施設や公共空間は、地域の良好な景観形成において重要な要素であるとともに、それらに対して行う、市、都、国その他の公共的団体が行う公共事業は、地域の景観形成に大きな影響を及ぼします。そのため公共施設や公共空間の景観形成においては、率先して以下に示す取り組みを行い、先導的な景観形成を図ります。

#### ○町田市公共事業景観形成指針の運用

・「町田市公共事業景観形成指針」を運用しつつ景観協議制度の改善を図り、更なる公共事業の景観形成を推進します。

##### 【景観協議制度の主な改善点】

- ①協議時期の明確化
- ②対象施設を単独で捉えるのではなく、周辺環境一体の魅力を高め、まちへの波及効果をもたらすような景観まちづくりの考え方を明記
- ③公共サインの掲出に関する考え方を追記

#### ○多摩都市モノレール沿線における景観づくりの推進

・多摩都市モノレール町田方面延伸に向けた検討・整備にあわせて、景観づくりの実践施策を多面的に展開し、町田市の景観の魅力を高めていきます。

##### 【主な施策・事業】

- 多摩都市モノレールの導入空間となる道路を景観重要公共施設（景観重要道路）として指定を検討
- 多摩都市モノレール駅周辺における景観形成誘導地区の指定の検討

### (4) 景観づくりの啓発活動の実施

景観づくりを進めていくためには、市内に暮らす子どもや若者、大人はもちろんのこと、市内の事業者や市外から通勤・通学する人など、さまざまな人に町田市の景観づくりについて知り、関心を持ち、自ら景観づくりの実践に取り組んでもらうことが大切です。そこで、様々な人たちが景観づくりに興味を持ち、関わりたい、実践したいと思えるような多様な機会を提供していきます。

#### ○ホームページやSNSを活用した情報発信

- ・町田市の公式ホームページにおける景観づくりに関する情報をさらに充実させていきます。
- ・SNS（ソーシャルネットワークサービス）等の活用を図りながら、景観に関する情報を随時発信していきます。
- ・地域のまち並みに配慮された建築物や工作物、屋外広告物など、良好な景観づくりに貢献している事例や、活発に取り組まれている市民による景観まちづくりの活動など、ホームページを通じて広く紹介していきます。

#### ○景観づくりセミナーやワークショップ等の実施

・様々な場面や機会を利用し、市民や事業者、行政の景観づくりに関する関心や意識の向上を図り、自ら積極的な景観づくりに取り組む手掛かりとなるような景観づくりの啓発の取り組みを行います。

##### 【想定している主な取り組み】

- 幅広い年齢層を対象にした景観学習・ワークショップ等の実施
- 他市との協働による景観づくりに関する情報発信やイベントの実施
- 庁内の景観に関する勉強会、講演会の実施

#### ○景観賞の実施

・景観賞の実施にあたっては、屋外広告物や景観づくりの市民活動など、テーマを設定するなど、景観づくりに貢献している多様な取り組みを対象にしながら、市民と市との協働により実施していきます。

**(5) 多様な事業・施策と連携した総合的な景観づくり**

市が行うさまざまな施策や事業（官民連携事業、庁内における事業関連系、市民ワークショップ等も含む）を市民や事業者と連携して取り組むとともに、連携する事業・視覚に景観づくりの視点を加えることにより、施策や事業の相乗効果を図ります。

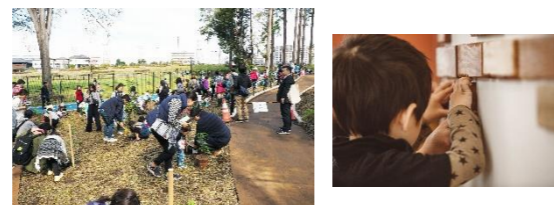
**【主な施策・事業と連携して景観づくりに取り組むイメージ】**

**南町田グランベリーパーク地区**

※2016年度に景観審議会に専門部会を置き、南町田駅および鶴間公園、民間商業施設の一体的な再整備に取り組むため、「景観形成の考え方ノート」を策定。同じコンセプト、考え方を持って、連携し進められた事業



景観形成の考え方ノート



市民ワークショップの様子



**■景観づくりの実践施策の推進スケジュール**

- ・景観づくりの実践施策のスケジュールは、計画期間の2030年までとし、2027年に計画の評価・検証を行います。
- ・評価・検証の結果を踏まえて、次期計画の検討を実施します。

